

平成28年度第7回
東京都私立学校審議会（第758回）

平成28年11月22日（火）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成28年度第7回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学行政課長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります3件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成28年11月22日付け、東京都知事名

記、1、ファッションビジネスカレッジ東京の高等課程廃止認可について新宿区、外2件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件1件と、ただいま説明のありました、新たに諮問される案件3件でございます。

各案件につきまして部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号及び議案第2号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、東京農業大学稲花小学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の木内委員から調査結果につきまして説明願います。

○木内委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、東京農業大学稲花小学校の設置計画承認についてでございます。

平成28年10月31日に、小泉委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人東京農業大学から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、図面で見える限り、初等学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の2点を伝えてまいりました。

1つ目は、校舎の建設に際し、閑静な住宅街ということもあり、近隣住民へ十分に配慮していただくとともに、オリンピック関連の工事と重なるため、計画的な竣工に向け着実な施工管理を行っていただきたい。また、校舎竣工のおくれによって生徒募集に支障がないよう、留意されたいこと。

2つ目は、隣接する中学校や高等学校とのつながりを濃くし、教育内容の充実を図っていただきたいことや、教育環境を小学校だけに限定せず、全学的な大きな組織と捉えて充実を図っていただきたい。また、小中高大を合わせた児童、生徒、学生相互の安全面に十分な配慮をお願いしたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画の承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明をしていただきます。

○私学行政課長 本案件は、学校法人東京農業大学から申請がありました、東京農業大学稲花小学校の設置認可でございます。

本案件は、2段階審査をとりますので、この諮問は1段階目の設置計画承認となります。

それでは、議案第1号の要綱に基づきご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及

び学校教育法（昭和22年法律第26条）に基づき、児童の心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称は、東京農業大学稲花小学校です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人東京農業大学で、理事長は大澤貫寿氏、校長は夏秋啓子氏です。

収容定員は432名で、1学年2学級72名です。

校地、校舎等につきましては、要項9、10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、世田谷区の中央に位置し、豊かな緑に恵まれた絶好の教育環境にあり、周辺には閑静な住宅街の他に多くの公園が点在しております。

備考欄には、学校法人の設置する学校の設置認可日を記載してありますので、参考にごらんください。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○千葉委員 特別教室という教室が設置されているのですが、何かユニークな教育を目的としているのか、そのあたりがあればお聞かせ願えればと思うのです。

○議案担当者 特別教室なのですが、ユニークなというよりは多目的教室ですとか、通常の学校で行われているような音楽ですとか理科教室、図工室といったものが含まれています。

特段、特色のあるような教室というのは、特に含まれていません。

○千葉委員 ありがとうございます。

○近藤会長 音楽教室とかはみんな特別教室と呼びますね。

○千葉委員 農業大学なので、何かそういうことがもしかしたら含まれるのかなと思ってお聞きしたのです。

○近藤会長 そういう意味では、稲の花ですからね。

○千葉委員 ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、専修学校の課程廃止認可でございます。

事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、ファッションビジネスカレッジ東京の高等課程廃止認可について、ご説明いたします。

ファッションビジネスカレッジ東京は、昭和53年10月2日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校、課程（分野）の名称及び位置は、要項1から3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、課程の継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人白萩学園で、理事長は豊原明氏、校長は渡邊幸子氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、平成6年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、平成6年度末をもって退職または同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、同校において保管いたします。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において処置いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第3号は専修学校の設置認可、議案第4号は各種学校の設置認可でございます。

第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

続きまして、平成28年3月22日開催の本審議会において設置計画承認の答申を出したセピア動物専門学校の設置認可に係る計画承認の取り消しについて、事務局より報告がございます。

内容については、事務局から説明願います。

○私学行政課長 それでは、報告事項についてご説明させていただきます。

本案件は、学校法人寿学園設立代表者より申請がありましたセピア動物専門学校の設置計画承認の取り消しのご報告です。

それでは、配付資料に基づきまして、ご説明いたします。

本案件は、2段階審査をとる予定で、申請者より平成28年1月7日付でセピア動物専門学校の設置認可申請書が提出されたものです。その後、府中市から、1月18日付で東京都へ私立学校審議会への諮問依頼があり、それを受け、2月17日開催の私立学校審議会に諮問をさせていただきました。そして、3月3日に部会調査を実施し、3月22日開催の同審議会により、設置計画の承認の答申を受けました。

校舎の完成をもって2段階目の専修学校の設置認可の諮問を行う予定でしたが、このたび11月1日付で申請者より府中市へ学校設置認可申請の取下げ書が提出され、11月9日付で府中市より申請者へ計画承認取消しの通知を行いました。

申請の取り下げの理由としては、設置認可申請時に計画していた基本財産を確保することができなかったためです。

詳細は記載のとおり、校舎の建築費用の一部について、設立代表者の個人資産である不動産売却代金を充当することとしていましたが、実際に売却価格が当初の見込みを下回ったこと等から、建築計画を変更せざるを得なくなりました。結果として、校舎の財産価格が当初

計画より減少したため、負債が総資産の30%を超えることとなり、認可基準に適合しなくなったためです。

以上で、セピア動物専門学校設置計画承認の取り消しの説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○近藤会長 以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、12月の開催日は、定例の第3月曜日の19日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時20分閉会